

師走に入り、ますますご多忙のことと存じます。イルミネーションが綺麗な季節になってきましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

今年ももう数日となり寒さも厳しくなってきましたが、お体にお気をつけて組合員の皆様が良い新年を迎えられますようお祈り申し上げます。

### ★ 年末年始休業のご案内

**休業日**：平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)  
※1月4日(金)より通常営業いたします。

ETCカードの紛失・盗難等の場合はお電話（転送電話）にてご用件をお伺い致します。

当組合にご連絡をいただくと同時に必ず警察に遺失届けをお願いします。

また、車輛の追加、入替等のご連絡は、1月4日以降にお願い致します。

### 組合理事がベトナム視察に行ってきました

先日終えた秋の臨時国会をはじめ、今メディアでは外国人労働者受け入れ拡大に向けた新制度に関する議論や技能実習生のことが色々と報道され注目を集めています。

そのような中、現在の日本における技能実習生で最も受入数が多いベトナムの現状について探るべく、11月上旬、当組合の代表理事をはじめ、4名の理事と職員2名も加えたメンバーでベトナム視察に行ってきました。

今回の視察では、ホーチミン市内に事務所、日本語学校をかまえる2社の送出し機関を訪問し、現地での教育をしっかりと見ることができ、また送出し機関の方針も詳しく聞くことができました。

実習実施者、送出し機関、監理団体それぞれが役割を果たすことにより、より良い技能実習制度の運用を目指していくことの大切さを再確認できた実りあるベトナム現地視察となりました。



## 養成講習はもう受講されましたか！？

技能実習法では技能実習を行う場合、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていなければならないとされています。このため、技能実習実施機関は技能実習を行わせる事業所ごとに、技能実習責任者を選任しなければなりません。

『技能実習責任者』については、いずれも3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した講習機関によって実施される講習を受講しなければならないと定められています。

### 技能実習責任者講習の対象者

1. 技能実習生を受け入れて技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習責任者に選任されている者（選任予定の者も含む。）
2. その他技能実習責任者講習を受講して、一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者

### POINT

- ・2019年3月末までは試行期間の扱いとなっており、仮に理解度テストに不合格であっても受講証明書は交付されます。（2019年4月以降は理解度テストに不合格となると当日補講と再テストを実施し、再テストの結果、不合格となると、受講証明書は交付されない予定です。）
- ・技能実習責任者の方は経過措置により、受講義務は平成32年3月31日までは適用されませんが、平成32年4月1日以降は適用されますので、平成32年3月31日までに受講されることをお勧めいたします。
- ・実習実施者における技能実習指導員、生活指導員の養成講習受講に関しては、2019年4月1日以降、優良な監理団体及び優良な実習実施者の要件における加点対象となります。（2019年4月1日以前に養成講習を受講修了した場合、受講実績として有効ですが、加点は2019年4月1日以降となります。）

## 実習生の個人情報取り扱いにご注意！！

今月のことですが、実習生の在留カードが他人によって悪用されるといった事例が発生しました。これは、実習生がある知人から「住所を教えてほしい」という理由で在留カードの写真を送るよう頼まれ、安易に送ってしまったということが原因でした。幸い、実習先の責任者様がすぐに実習生と同行し警察に相談に行った為、実習生本人に被害は及ばずに済みましたが、一歩間違えれば大きな被害を受けたり、犯罪に巻き込まれたりする可能性もありました。

実習先の職員含め、他人が実習生本人からパスポートや在留カードを預かって保管するという行為は法律で禁止されていますが、実習生が自ら自分の本人確認証や個人情報を守るように、普段から組合及び実習先の方々が注意を促していくことも不可欠です。

組合では、実習生が入国時に1ヶ月間実施する入国後講習でも警察や社会保険労務士の講師を招き、防犯教室ならびに法的保護に関する講習も実施していますが、今回の件を受け今後はさらに実習生への注意喚起をおこなっていきたいと思っています。

実習先の方々へもこれまで以上に実習生の個人情報に関する管理体制の強化をお願い申し上げます。